

発行

長野県企画部県民協働・NPO課

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2 県庁東庁舎1階

TEL 026-235-7189 FAX 026-235-7258

長野県公式ホームページ「NPO・ボランティア情報コーナー」

Eメール kyodo-npo@pref.nagano.lg.jp



誰もが活躍できる協働社会実現フォーラムを開催しました。

## 特集 公共的活動を支える寄附

—NPOの今を考えるシリーズ 第3回—

新NPO法人紹介

「NPO法人設立講座・個別相談」

「信州協働推進ビジョン」(案)の  
パブリックコメント実施中

「NPO法人  
ポータルサイト」を  
リニューアル  
いたしました。

保存版 NPO法改正 重要ポイント！

認定NPO法人制度の概要について [2]

# NPOの今を考えるシリーズ 第3回 公共的活動を支える寄附

公共的活動を支えるものとして、NPO等に対する寄附が目立っています。  
認定NPO法人制度が大幅に拡充されたほか、長野県独自の寄附募集の仕組みが来年度からスタートする予定です。

## 1 NPO活動と寄附

「NPOの今を考えるシリーズ」第1回（『NPO通信』第38号）でも述べたように、NPOが活動の課題と感じていることのトップが「活動資金の不足」です（平成23年度に長野県が実施した「NPOに関する実態調査」）。

県が毎年取りまとめているNPO法人の決算状況を見ると、平成22年度決算における平均経常収入の内訳は、事業収入83.1%、補助金9.9%、会費・入会金3.4%、寄附金が2.0%などとなっています。一方、内閣府が平成23年度に実施した「NPO法人実態調査」によりすると、調査に回答した全国のNPO法人の総収入の内訳は、事業収入60.8%、補助金・助成金16.1%、会費収入10.2%、寄附金9.9%などです。経常収入と総収入の違いはありますが、寄附金収入が占める割合を比較すると、全国の約10%に対し長野県では2%と、本県のNPO法人の寄附金収入の割合が全国よりかなり低いことが分かります。取り組み次第で、寄附金収入を増やす余地がありそうです。

前述の「NPOに関する実態調査」（平成23年度、長野県）の県民調査の中で、NPOへの寄附についてたずねたところ、これまでにNPOへ寄附をしたことが「ある」という回答は21.0%にとどまっていたのに対し、今後については、「ぜひ寄附したい」が2.4%、「条件によっては寄附してもよい」が73.8%で、合わせて76.2%の人が寄附に前向きな回答をしています。また、寄附をする際の条件をたずねたところ、「どう使われるのかあらかじめ明らかになっていること」が54.0%で最も多く、次いで「どう使われたのか明らかになること」が41.8%となっています。

これらのことから、NPOが最大の課題と感じている「活動資金の不足」に対する処方箋としては、「寄附の拡大」ということが有力な手段として考えられ、そのために寄附拡大の仕組みを整備するとともに、NPOの活動について、その目的や内容、また寄附が役立った結果を、いかに分かりやすく、的確に社会に発信できるかがポイントになります。

## 2 拡充された認定NPO法人制度

NPO法人への寄附拡大につながる仕組みとして、まず挙げられるのが認定NPO法人制度です。

認定NPO法人制度は、NPO法人の活動が市民や企業からの寄附によって育てられ活発化することや寄附文化の浸透を狙って、平成13年10月のNPO法改正で制度化されました。平成23年のNPO法等の改正（改正NPO法の施行は本年4月1日）に伴って、この制度が大幅に拡充されたことは、前号と本号の「認定NPO法人制度の概要について」で詳しくご紹介しているとおりです。

ポイントとしては、  
・パブリック・サポート・テスト基準が緩和され、認定を受けやすくなったこと  
・仮認定制度が導入されたこと  
・認定の効果として、寄附者が受けられる税制上の優遇措置が拡充されたこと  
・認定事務が国税庁から県に移管されたこと  
の4点です。

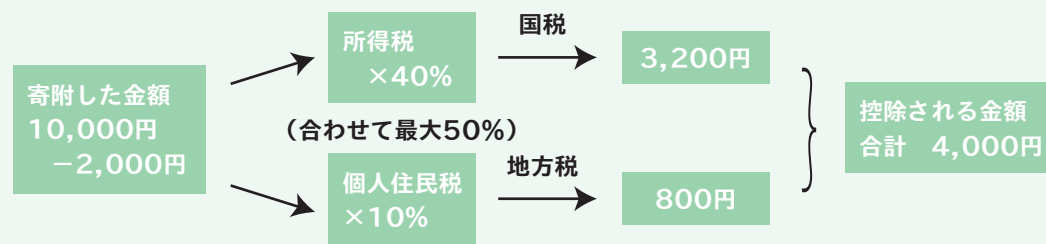
現在までのところ、長野県内の認定NPO法人は4法人のみです。今後、多くのNPO法人が認定を受け、この制度を活用して寄附を拡大することが期待されます。

## 3 長野県県税条例の改正で寄附金税額控除が拡大

認定NPO法人に対する寄附を行った個人や法人が受けられる税制上の優遇措置のうち、個人の所得税、住民税の寄附金税額控除については、図のようになっています。大雑把に言えば、国税と地方税を合わせて寄附金額（2,000円を超える額）の最大50%が税額から控除されますが、このうち所得税から控除されるのが40%、住民税から控除されるのが10%です。

ここで注意が必要なのは、住民税の控除は、すべての地方自治体で行われるわけではないということです。それぞれの自治体の税条例で認定NPO法人に対する寄附についての特例が定められて、はじめて適用されるのです。

### 【例】所得税の税額控除を選択 年収300万円の人が1万円寄附した場合



（注1）寄附金の額の合計額は所得金額の40%、税額控除額は所得税額の25%相当額が限度

（注2）所得控除を選択した場合の控除税額は1,200円

所得税 (10,000円 - 2,000円) × 5% = 400円

個人住民税 (10,000円 - 2,000円) × 10% = 800円 合計1,200円

長野県ではこのたび県税条例が改正され、平成24年10月11日に施行されました。これにより、県内に事務所を有する認定NPO法人に対する個人の寄附については、県民税の計算において寄附金税額控除が適用されるようになりました。この控除の対象になるのは、平成24年1月1日以降に行われた寄附金です。

市町村においても税条例に同様の規定が置かれている場合は、寄附金税額控除の対象とされた認定NPO法人への寄附金については、県民税と合わせて10%が住民税から控除されます（10%のうち4%が県民税、6%が市町村民税）。

## 4 幅広い公共的活動を応援するために ー長野県に誕生する寄附募集の仕組みー

以上がNPO法改正等に伴って拡充された、全国に共通するNPO法人への寄附促進の制度ですが、長野県ではこれらに加え、平成25年度から公共的活動を応援するための独自の寄附募集の仕組みがスタートします。

新しい寄附募集の仕組みは、県が「新しい公共支援・推進事業」で本年度構築しているもので、平成25年4月の運用開始を予定しています。

寄附募集は、インターネット上で寄附者とNPO等

をつなぐ仕組み「公共的活動応援サイト 長野県みらいベース」（仮称）を使うほか、インターネット以外でも寄附の呼びかけが行われます。寄附募集の仕組みのPRや寄附の獲得・拡大活動は、「長野県みらい基金」の名称で設立予定のNPO法人が、県と協力して行います。

寄附募集のプログラムは次の4つを予定しており、寄附者は、自分の思いが反映される寄附先を選んで寄附することができます。

- ①事業指定プログラム  
応援したい事業を指定して寄附
- ②団体指定プログラム  
団体を指定して寄附（長野県の代表的な公共的活動団体を登録）
- ③冠寄附・助成プログラム  
寄附者（企業、個人）の名前等を冠した助成プログラム
- ④地域・分野指定プログラム  
特定の事業や団体ではなく、地域や分野を指定して寄附  
仕組みの詳細や、NPO等がこれを通じて助成を受けるための登録方法等については、順次お知らせしますので、積極的にご活用ください。

みんなのための活動をみんなで支える

公共的活動応援サイト  
長野県みらいベース

応援金額 (2012.00.00現在) 1,514,000円 (100%)

あなたにできる社会貢献の形を見つけよう!  
信州を魅力的で住みよい地域にしようとする活動している人々がいま  
共感する活動を応援することでよい地域を一緒につくっていきましょう

ただ今、支援募集中のプロジェクト

就業の場作りプロジェクト  
地元で愛される古い公民館をレストランに改修し、障害を持った人やひきこもりの人の就業の場と地域の交流の場を作り出すプロジェクトです。  
地域: 長野地域  
カテゴリ: 就業支援  
3,245,000円集まっています! 2012.10.23現在  
■目標金額: 5,000,000円 ■現在の支援者: 150人

信州の森に木を植えよう! プロジェクト  
2012.00.00現在 324,000円  
■目標金額: 500,000円

有志によるチャリティコンサート開催  
2012.00.00現在 64,000円  
■目標金額: 500,000円

農村支援チャリティバザー開催プロジェクト  
2012.00.00現在 324,000円  
■目標金額: 500,000円

地域: 選択してください  
カテゴリ: 選択してください  
プロジェクトの詳細検索はこちら

多様な地域づくり活動を応援する  
様々な事業・活動の中から選んで支援します。

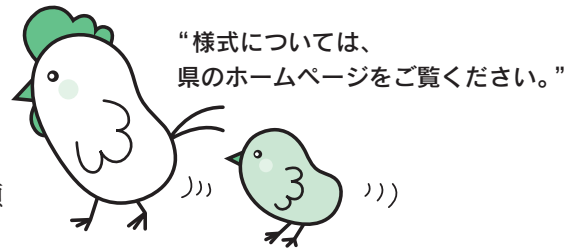
信州の卓越した公共的活動団体を応援する  
既に活動実績のある団体・NPO等を支援します。

# 認定NPO法人制度の概要について (2)

前号と今号の2回に分けて認定NPO法人制度についての特集をお送りします。  
今回は、「認定NPO法人になるための基準」や「報告書類」等についてご説明します。

## 1 以下のア～クの認定NPO法人となるための基準及び添付書類

- (1) 認定の基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
- ア パブリックサポートテスト(PST)として以下3つのうちの一つを選択 (仮認定NPO法人の申請には不要)
    - ① 経常収入金額に対する寄附金額の割合が5分の1以上
    - ② 年3,000円以上の寄付者の数が平均100人以上
    - ③ 都道府県又は市区町村条例による個別指定
  - イ 事業活動に占める共益的活動の割合が50%未満
  - ウ 運営組織及び経理が適切
  - エ 事業活動の内容が適正
  - オ 情報公開を適切に行っている
  - カ 事業報告書等を所轄庁に提出している
  - キ 法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がない
  - ク 設立の日以降1年を超える期間が経過している
- (2) 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- (3) 寄附者名簿 (初回の認定申請時にのみ添付が必要)



## 2 報告義務

- (1) 認定 (仮認定) NPO法人は、毎事業年度終了後3ヵ月以内に、右表①～⑩に掲げる書類を所轄庁へ提出しなければなりません。

所轄庁に毎事業年度提出する書類一覧	
①	認定 (仮認定) 特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出書 (様式第20号)
②	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
③	収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項を記載した書類
④	資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項を記載した書類
⑤	次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項を記載した書類
	イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引 ロ 役員等 <sup>(注1)</sup> との取引
⑥	寄附者 (当該認定NPO法人等の役員、役員配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者 <sup>(注2)</sup> ) で、前事業年度における当該認定NPO法人等に対する寄附金の合計額が20万円以上であるものに限り、) の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日を記載した書類
⑦	給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項を記載した書類
⑧	支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日
⑨	海外への送金又は金銭の持出しを行った場合 (その金額が200万円以下の場合に限り) におけるその金額及び使途並びにその実施日を記載した書類
⑩	運営組織及び経理等、事業活動の一部、情報公開、不正行為等について基準に適合している旨及び欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類

前事業年度の収益の明細など

(注1) ⑤欄の「役員等」とは、役員、社員、職員、寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と次のイ～ハに掲げる特殊の関係にある者をいいます。  
イ 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係  
ロ 使用人である関係及び使用人以外の者でこれらの者から受ける金銭でその他の財産によって生計を維持している関係  
ハ 上記イ、ロに掲げる関係のある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

(注2) ⑥欄の「特殊の関係」は、(注1)イ～ハに掲げる関係をいいます。

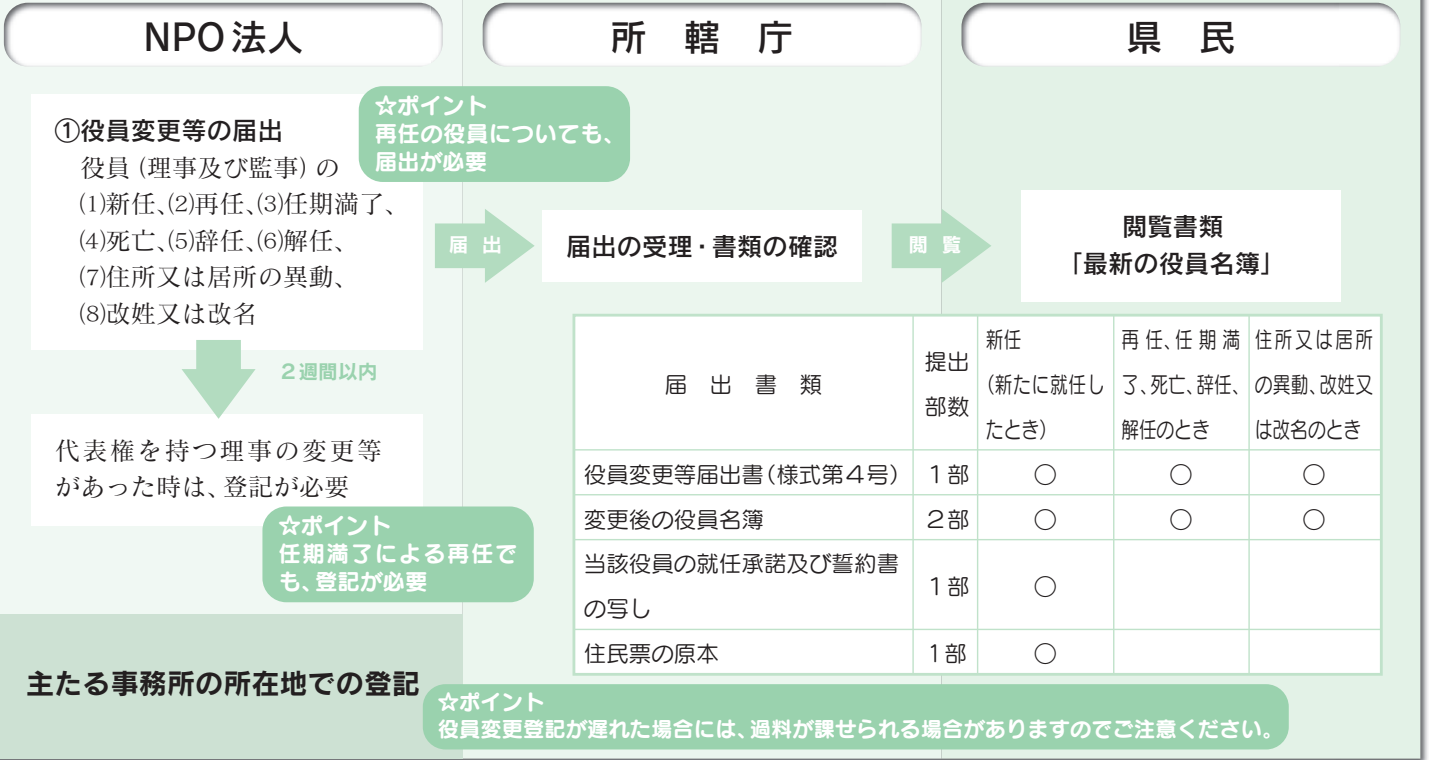
- (2) 次の書類は、その都度、所轄庁に報告を行うこととなっています。
- ① 助成金の支給を行った場合 (支給後遅滞なく)
  - ② 海外への送金等 (200万円超のもの) (送金等の前に)
- (3) その他の報告  
認定 (仮認定) NPO法人の代表者の氏名に変更があった場合 など  
(2以上の都道府県に事務所を設置する法人は、所轄庁以外の関係知事にも提出する書類があります。)

## 3 実態調査について

申請の内容等を確認するため、法人所在地に出向いて実態調査を実施しますので、申請時に、法人所在地を示す地図を添付してください。

# 『役員変更等届出書』のポイント

## 役員の変更等があった場合のフロー



## 「役員変更等届出書」のパターン

① 改選期の届出で多いパターン

☆ポイント  
改選期ごとの再任であっても、届出や登記は必要

変更年月日 変更事項	理事、監事の別	氏名	住所又は居所
平成〇年〇月〇日 再任	理事	長野花子	長野県〇〇市〇〇1丁目2番3号
平成〇年〇月〇日 再任	理事	岡谷桃子	長野県〇〇市〇〇2丁目3番1号
平成〇年〇月〇日 任期満了	理事	松本太郎	長野県〇〇市〇〇4丁目5番6号
平成〇年〇月〇日 辞任	理事	諏訪二郎	長野県〇〇市〇〇3丁目2番1号
平成〇年〇月〇日 新任	理事	伊那三郎	長野県〇〇市〇〇5丁目4番6号
平成〇年〇月〇日 再任	監事	飯田菊子	長野県〇〇市〇〇6丁目5番4号

② 住所又は居所の異動

変更年月日 変更事項	理事、監事の別	氏名	住所又は居所
平成〇年〇月〇日 住所の異動	理事	長野花子	異動後の住所を記載

③ 改姓

変更年月日 変更事項	理事、監事の別	氏名	住所又は居所
平成〇年〇月〇日 改姓	監事	(旧姓 飯田) 佐久菊子	住所 (住民票どおり記載)

※1 役員変更等届出書には、法務局に登記を行った法人印を押印します。  
2 再任は、任期満了と同時に再度就任した場合をいいます。  
3 任期満了は、役員任期が終了し退任した場合をいいます。  
4 辞任は、任期満了前に辞任した場合をいいます。  
5 解任は、定款に定める解任手続きを経て役員を解任された場合をいいます。

# 誰もが活躍できる 協働社会実現フォーラムを開催しました

中間支援組織を中心とする実行委員会と県は、11月18日（日）に信州科学技術総合振興センター（信州大学工学部内）にて、新しい公共や協働をテーマにフォーラムを開催しました。



鎌田寛氏（諏訪中央病院名誉院長・日本チェルノブイリ連帯基金理事長）による講演をはじめとする多彩なプログラムにより、県民、NPO、企業、行政の皆さんが、それぞれの立場で協働を進めるためのヒントを得られたことと思います。

NPO関係者をはじめ 150 人の方のご来場をいただきました。

県の2か年にわたる「新しい公共支援・推進事業」の成果を報告。



協働の実践事例を題材にして、長野県の新しい公共のデザインについてパネルディスカッション。

☆コーディネーター：

田中 尚輝（県民協働を進める信州円卓会議座長）

☆パネラー：

荻原 礼子（NPO 法人こもろの杜理事）

饗場 道博（小諸市都市計画課長）

原 亮弘（おひさま進歩エネルギー株式会社代表取締役社長）

竹前 雅夫（飯田市地球温暖化対策課長）

中山 千弘（連合長野会長）

阿部 守一（長野県知事）

（以上敬称略）



現場の実践者ならではの説得力ある議論が交わされました。

第2部の交流会では、飲食を楽しみながら自由で和やかな雰囲気の中で、意見交換やPRがなされました。

ご来場くださいました皆様、運営にご協力くださいました皆様、ありがとうございました。

# 新NPO法人紹介

新たに設立の届出があった16法人を紹介します。

NPO 法人名・目的(定款のとおり)・主たる事務所

## 共に歩む会

この法人は、高齢者及び中国帰国高齢者に対して介護福祉に関する事業を行い、ご家族の方々やご本人の意思を尊重し、ニーズに応えられるサービスをする。

地域に密着した施設での事業のため、利用者様、ご家族様に安心・安全な生活を提供ができる事により、社会に寄与する事を目的とする。

(飯田市本町1丁目15番地)

## 長野スポーツコミュニティクラブ東北

この法人は、東北中学校区の住民やその周辺のスポーツを愛好する人達に、様々なスポーツの楽しさや魅力を知ってもらうために、スポーツ活動の場の提供や体力向上、健康の保持増進の為に一助となるスポーツ活動を展開し、地域住民の連帯感の高揚に寄与することを目的とする。

(長野市大字赤沼333番地3)

## 女性健康支援 SANBAの会

この法人は、思春期、妊婦及び生後早期からの子どもとその母親、更年期世代の女性と高齢の人達に対して、ライフステージ各期の健康に関する事業を行い、地域の人達が健康でハツラツと自立した豊かな生活そして生涯が送れるように寄与することを目的とする。

(大町市社5599番地1)

## 軽井沢国際交流協会

この法人は、軽井沢国際親善文化観光都市建設法(昭和26年8月15日法律第253号。最終改正平成11年12月22日法律第160号)の目的(第1条:軽井沢町を国際親善文化観光都市にする)に則り、国際親善と国際交流を支援する事業を行い、以って世界恒久平和の達成に寄与することを目的とする。

(北佐久郡軽井沢町大字長倉2141番地428)

## うえだ中央会

この法人は、障害を持つ人々に対して、働くための就業及び職業訓練の場を提供し地域住民と共に、社会生活を営むことが出来るよう生活基盤の整備に寄与することを目的とする。

(上田市上田1862番地7)

## さなだスポーツクラブ

この法人は、上田市内外の住民に対して、多世代の要求に応えるための多種にわたるスポーツ・文化の振興に関する事業を提供し、誰もが気軽にスポーツ・文化を楽しむとともに、生涯を通じ体力・技能の向上を図り、健康で明るく活力ある地域社会形成と社会の公益に寄与することを目的とする。

(上田市真田町長7193番地1 上田市真田体育館内)

## 志青塾

この法人は、子ども達及び地域住民に対して、学習等についての教育及びその支援に関する事業、自然体験教室の企画・開催に関する事業、不登校及び発達障害を持つ子ども達への教育・支援に関する事業、地域住民に対しての、生涯学習の啓発及び推進に関する事業を行い、子ども達の学力の向上及び福祉の増進並びに生涯学習の推進を図り、もって広く公益に寄与することを目的とする。

(塩尻市大門57番地4 中村コーポ106)

## ひまわりの丘

この法人は、障害者自立支援法に基づき障害福祉サービス事業の経営を中心に、様々な活動を通して、障害をもたれた方々の社会的自立の促進と障害者の地域生活の安定、地域社会との交流、職業の能力の開発や就労支援を行い、障害者が暮らしやすいまちづくりに関する事業を行い、もって在宅障害者福祉の向上と地域福祉の促進・環境の整備に寄与することを目的とする。

(上田市古安曾1251番地)

県内のNPO法人の情報については、県公式ホームページ「NPO・ボランティア情報コーナー」でご覧いただけます。

## 住環境品質サポート

この法人は、一般消費者・一般市民に対し、住環境の品質を維持する為のコンサルティング及びサポート活動を行い、より良い地域環境と生活環境を提供する事業を通じ、広く社会に貢献する事を目指す。

(北佐久郡軽井沢町大字長倉1778番地12)

## カナン

この法人は、障害または高齢のために自立した生活を送ることが困難な方、また心の病や世の中のストレスによって日常生活に支障がある方及びその家族に対し、地域で安心した生活ができるよう支援することを目的とする。そのため、地域の多様な福祉サービス事業や医療関係との連携を図り、利用者及びその家族が適切なサービスを選択し、利用することができるよう環境を整える。さらに、人権尊重の観点から、必要な社会資源の開発改善に努め、地域福祉の向上を目指す。

(上田市天神4丁目15番14号)

## 松本成年後見センター

この法人は、高齢者及び障害者等の権利擁護を目的として、成年後見制度の活用支援事業、成年後見制度等に関する相談事業等を行い、高齢者及び障害者等の福祉の増進とすべての人が健やかに安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(松本市庄内3丁目1番12号)

## UFM

この法人は、地域コミュニティの活性化を目指し、上田地域に住む人々や広く一般市民に対して、地域の繋がりを再構築するため、自己表現できる環境整備と、次世代を担う若者が地域と関わるための窓口及び情報集約の拠点整備をすると共に、地域の価値を再発見し、その価値を魅力的に表現し、伝えることのできる人材の育成に関する事業を行い、もって地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

(上田市中央2丁目12番30号)

## 杏っ子の里ハーモアグリ

この法人は、広く一般市民に対して、荒廃農地・遊休農地の解消など自然環境の整備・保全、地域の歴史的文化遺産の保全(不在時の墓地の清掃・保護)を図りながら、自然環境を活かしたコミュニティづくりに関する事業を行い、心身ともに豊かで健康な暮らしを営めるように、行政と協働で地域の活性化と住みよいまちづくりの推進を図り、地域の福祉事業に寄与することを目的とする。

(長野市松代町東条字菅間1129番地)

## TAKUMI

この法人は、障害児者が地域の中で自律した生活を送るための、きめ細かで柔軟な相談支援体制を地域の中に整えられるように、ケアプランの作成から人材の育成、事業所のコンサルテーション、地域の啓蒙活動及び福祉行政への提言等を行うことにより、障害児者の地域福祉のさらなる充実に寄与する事を目的とする。

(佐久市長土呂587番地6)

## シュロス・スポーツプロジェクト

この法人は、長野県内の女子サッカーの普及・育成・定着を目指し、女子サッカーの発展と、スポーツを通じて心身の健全な発達と豊かな地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(松本市大字和田816番地口号2)

## ステップアップファーム

この法人は、障害を持つ子供に対して、就労の場所造りと、親からの自立を目指す事業を行い、福祉に寄与することを目的とする。

(塩尻市大字宗賀73番地420 スターライト108号)

# NPO法人ポータルサイトを リニューアルしました。

NPO法人ポータルサイトは、内閣府において、所轄庁の協力を得て、特定非営利活動法人（NPO法人）に係る基本的な情報を一元的に管理し、市民・NPO法人・企業等にインターネットにより情報提供するために管理・運営するNPO法人情報のポータルサイトです。

NPO法人ポータルサイトは、特定非営利活動法人の皆さんが法人の活動内容や、財務情報等をご自身で発信できるようになっています。

法人の情報発信のツールとして、ご利用ください。

内閣府NPOホームページ

([https://www.npo-homepage.go.jp/portalsite\\_login.html](https://www.npo-homepage.go.jp/portalsite_login.html))

ユーザIDの登録や法人情報登録ログインでお困りの場合は・・・

次の宛先に、メールにてお問い合わせください。

NPOサポートデスク (systemhelpdesk@npo-homepage.go.jp)

ログインについてのお問い合わせに際して、以下をご留意ください。

- ①メール題名と本文中に、NPO法人ポータルサイトの、「全国特定非営利活動法人情報の検索」ページにて検索可能な「団体名称」を正確にご記入ください。
- ②既に「ユーザID」を登録し「法人情報」を入力されている場合は、「法人入力情報」として登録済みの「メールアドレス」よりお問い合わせください。



## パブリックコメント 実施中

長野県の新しい協働指針「信州協働推進ビジョン」の原案に対するパブリックコメントを実施中です。みなさまのご意見をお寄せください。

期 間：平成24年12月10日(月)～平成25年1月9日(水)

「信州協働推進ビジョン」(案)の内容は、

- ・長野県ホームページのパブリックコメントのページ
- ・長野県庁企画部県民協働・NPO課または地方事務所の行政情報コーナーのいずれかでご覧ください。

## 「NPO法人設立講座・個別相談」

NPO法人を立ち上げて社会貢献活動を行いたい方を対象に、「NPO法人設立講座・個別相談」を開催しています。

開催日時・場所 13:30～15:00

会 場	開 催 日	申 込 締 切
長野県木曾合同庁舎	1月15日(火)	1月11日(金)
長野県佐久合同庁舎	1月21日(月)	1月17日(木)
長野県庁東庁舎1階 ボランティア交流センターながの	毎週水曜日	開催日の前日

【申込み・問合せ先】

長野県企画部県民協働・NPO課

TEL 026-235-7190 FAX 026-235-7258

Eメール kyodo-npo@pref.nagano.lg.jp